

裁 決 書

[Redacted]

審査請求人 [Redacted]

[Redacted]

上記代理人 [Redacted]

平成21年2月24日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

[Redacted]が、平成20年12月29日付けで審査請求人に対し行った生活保護申請却下処分は、これを取り消す。

事 実

[Redacted](以下「処分庁」という。)は、平成20年12月29日、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第1項の規定により、生活保護申請却下処分(以下「原処分」という。)を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成21年2月24日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張している。

稼働能力を活用していないとして、申請を却下されたが、就労を忌避したことはなく、自分の能力を活かせる職場を求めて求職活動をしていた。また、急迫していたことは明らかであり、却下は違法である。

裁 決 の 理 由

- 1 本件に関しては次の事実が認められる。

[Redacted]



2 判断

(1) 法の規定等について

ア 法第4条第1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると定めており、この「能力」には要保護者の稼働能力も含まれると解される。

イ 要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させることとされている（生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第4）。

ウ 稼働能力を活用しているか否かについて、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第4では、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断することとされている。

また、上記①ないし③の判断は、次により行うこととされている。

- ① 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。
- ② 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が①で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。
- ③ 就労の場を得ることができるか否かの評価については、①で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。

エ 生活保護申請時における助言指導については、要保護者に対し「保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明のうえ適切な指導を行うこと」とされており（局長通知第11の1の(1)）、また、局長通知第11の1の(2)では、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用し得る資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして申請を却下すること」とされている。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、平成21年3月11日付け弁明書において、次のとおり主張する。

請求人は平成20年12月5日の保護申請から同月29日の原処分時まで、[REDACTED]を利用した求職活動を一度しか行っておらず、真摯に求職活動を行ったとは認められず、稼働能力を活用する意思が認められないため、稼働能力を活用しているとはいえず、保護の要件を欠く。

また、保護申請時の請求人の健康状態などからは、急迫した状況とは認められない。

(3) 原処分について

ア 稼働能力を活用しているか否かの判断についてであるが、前記(1)のAないしウによれば、生活保護の申請を受け付けた段階で、当該申請者が稼働能力を活用することが必要と考えられる場合は、まず当該者に稼働能力があるか否かを判断しなければならない。その際の判断基準は、前記(1)のウの①のとおりである。その基準によって、稼働能力があると判断できて初めて、当該者に対し、稼働能力の活用を指導することができる。

しかし、処分庁から提出された資料によると、処分庁が請求人から本件申請を受け付けたあと、求職活動を行うよう指導するまでの間に、稼働能力があるか否かについて判断した事実はみられない。前記(1)のウの②のとおり、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価は、稼働能力があるか否かの評価を前提としていることから、稼働能力を活用する意思があるか否かを評価する上での根拠がないこととなり、稼働能力を活用する意思が認められないとした処分庁の判断は、その前提を欠いている。

